

◇ 判例研究 ◇

詐害行為取消しによる受益者の取消 債権者に対する受領済み金員相当額の 支払債務が履行遅滞に陥る時期

(最二判平成30年12月14日・民集72巻6号1101頁)

山 田 希*

【事実の概要】

預金保険機構との協定に基づく整理回収業務（預金保険法附則7条1項参照）を行うX（原告・被控訴人・被被告人）は、経営破綻したA銀行から、この銀行の取締役であったBに対する損害賠償債権を譲り受けたと主張して、Bに対し、会社法423条1項に基づく損害賠償請求訴訟を提起した（本稿が取り上げる事件と併合審理された別の事件）。請求原因は、A銀行がノンバンクから巨額の商工ローン債権を買い取ることを承認する旨の取締役会決議に賛成したBの善管注意義務違反である。第1審は、Bに約37億6000万円の支払いを命じる判決を下し、これに対する控訴は棄却されている。

この請求と同時にXは、上記損害賠償債権を被保全債権として、Bの親族であるY₁・Y₂（被告・控訴人・上诉人）に対し、Bとの間で行われた詐害行為の取消しと、Bから受領済みの金員相当額およびこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまでの年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める訴えを提起した。Y₁（Bの弟）は、価値がないに等しいA銀行の株式をBに1億6250万円で売却し、Y₂（Bの妻）は、1億2000万円の贈与をBから受けて、それぞれ金員を受領していた。なお、Y₂は上

* やまだ・のぞみ 立命館大学法学部教授

詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済み金員相当額の支払債務が履行遅滞に陥る時期（山田）

記贈与以外にもBから8000万円の財産分与を受けていたが、この財産分与は原審で虚偽表示により無効であると認定されている。

第1審（東京地判平成28年9月29日）および原審（東京高判平成29年9月27日）は、いずれもXの請求を認める判決を下した。そこで、Yらは上告受理を申し立てた。上告受理申立て理由のうち上告審で審理の対象となったのは、Yらに支払いを命じる遅延損害金の起算点が「訴状送達の日翌日」とされている点の判例違反を指摘した部分である。Yらは、詐害行為取消訴訟が形成訴訟の性質を有する点を指摘したうえで、① XのYらに対する金銭支払請求権は、Xの請求を認容する判決が確定して初めて発生するものであり、それ以前には、Yらの金銭支払債務が遅滞に陥ることはなく、また、② 判決が確定するまでは、そもそも履行すべき金銭支払債務自体が発生していないから、その遅延損害金の発生を防止する手段がないにもかかわらず、判決の確定と同時に訴状送達の日翌日まで遡って遅延損害金を負担することになるのは不当であるとして、上記起算点を「判決確定の日翌日」にすべきであると主張した。参考までに言えば、本件では、Yらに訴状が送達された日から第1審の判決言渡しまでに5年以上の期間を要しており、その期間だけでも、Yらがそれぞれ負担することになる遅延損害金の額は数千万円単位となる。

【判 旨】 上告棄却

最高裁は、次のように述べて、Yらが負担すべき遅延損害金の起算日を訴状送達の日翌日とする旨の判断を示し、Yらの上告を棄却した。

「詐害行為取消しの効果は詐害行為取消判決の確定により生ずるものであるが」（最高裁昭和40年3月26日判決参照）、「その効果が将来に向かってのみ生ずるのか、それとも過去に遡って生ずるのかは、詐害行為取消制度の趣旨や、いずれに解するかにより生ずる影響等を考慮して判断されるべきものである。詐害行為取消権は、詐害行為を取消した上、逸出した財産を回復して債務者の一般財産を保全することを目的とするものであり、

受益者又は転得者が詐害行為によって債務者の財産を逸出させた責任を原因として、その財産の回復義務を生じさせるものである」(最高裁昭和35年4月26日判決, 最高裁昭和46年11月19日判決等参照)。「そうすると、詐害行為取消しの効果は過去に遡って生ずるものと解するのが上記の趣旨に沿うものといえる。また、詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領金支払債務が、詐害行為取消判決の確定より前に遡って生じないとすれば、受益者は、受領済みの金員に係るそれまでの運用利益の全部を得ることができることとなり、相当ではない。したがって、上記受領金支払債務は、詐害行為取消判決の確定により受領時に遡って生ずるものと解すべきである。そして、上記受領金支払債務は期限の定めのない債務であるところ、これが発生と同時に遅滞に陥ると解すべき理由はなく、また、詐害行為取消判決の確定より前にされたその履行の請求も民法412条3項の『履行の請求』に当たるといえることができる」。「以上によれば、上記受領金支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥るものと解するのが相当である」。「これを本件についてみると、Xは、Yらに対し、訴状をもって、各詐害行為の取消しとともに、各受領済みの金員相当額の支払を請求したのであるから、YらのXに対する各受領金支払債務についての遅延損害金の起算日は、各訴状送達の日翌日ということになる」。

【研究】

1. はじめに

詐害行為を原因として受益者が金員を受領した後に、その詐害行為が取り消された場合、受益者は取消債権者に対して受領金相当額を支払う債務を負うが、その支払債務は、いつ遅滞に陥るのか。本件で争われたこの問題に関する下級審裁判例の立場は、①受益者が金員を受領した日(またはその翌日)とするもの¹⁾、②訴状送達の日翌日とするもの²⁾、③判決

1) 山口地岩国支判昭和35・3・16訟月6巻5号866頁(弁済)、東京高判昭和61・6・25判時1196号114頁(弁済)、東京地判平成10・12・8金判1057号3頁(金銭消費貸借契約)、高ノ

詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済み金員相当額の支払債務が履行遅滞に陥る時期（山田）

確定の日の翌日とするもの³⁾、④その他⁴⁾に分かれていた⁵⁾。このような状況の下で、本判決は、最高裁として初めて、上記支払債務が遅滞に陥る時期を受益者が「履行の請求を受けた時」とする統一的な解釈を示したうえで、その履行の請求が訴状をもって行われた本件においては、遅延損害金の起算点は「訴状送達の日翌日」になると判示した⁶⁾。これにより、以後、少なくとも受領金支払債務に関しては、この準則が適用されることになる。

本判決は、このような結論を導くための理由づけとして、①詐害行為取消しの効果が詐害行為取消判決の確定により生ずること、②受領金支払債務は、詐害行為取消判決の確定により、受益者が金員を受領した時に遡って生ずること、③その受領金支払債務は、期限の定めのない債務であること、④詐害行為取消訴訟の判決確定前にされた履行の請求も、民法412条3項の「履行の請求」に当たると解しうることを挙げている。一見明快な論理であるが、給付訴訟のほか、形成訴訟としての側面ももつ

↘松高判平成26・1・23判時2235号54頁（運送代金の送金先変更契約）。なお、括弧内は、取消しの対象となった行為（以下、本文・脚注を問わず、同じ）。

2) 本件の第1審判決および控訴審判決のほか、広島高判昭和38・2・11訟月9巻2号272頁（弁済）、東京地判平成3・6・27判時1409号77頁（弁済）。

3) 東京地判昭和60・9・19金判751号30頁（弁済）、東京高判昭和63・10・20判時1295号62頁（弁済）、大阪高判平成2・9・27判タ743号171頁（弁済）、広島地判平成4・9・30LEX/DB22006353（弁済）、横浜地小田原支判平成7・9・26訟月42巻11号2566頁（弁済）、大阪地判平成10・6・15LEX/DB28050653（弁済）、札幌地判平成29・3・28LEX/DB25563488（弁済）。

4) 大阪地判平成1・3・16訟月35巻9号1709頁（弁済）、富山地判平成8・9・27LEX/DB28030312（弁済）、東京地判平成12・4・27LEX/DB28050881（弁済）。

5) 下級審裁判例のより詳しい状況については、本稿でも適宜触れるが、片山直也「判批」民商法雑誌155巻5号（2019年）54頁以下を参照されたい。

6) 本判決の評釈として、中川敏宏「判批」法学セミナー773号（2019年）118頁、三笠裕＝平野裕佳「判批」ビジネス法務19巻8号（2019年）33頁、岩藤美智子「判批」法学教室468号（2019年）135頁以下、渡邊拓「判批」金融・商事判例1574号（2019年）2-7頁、潮見佳男「判批」金融法務事情2121号（2019年）18-21頁、宮崎朋紀「判批」ジュリスト1538号（2019年）104-106頁、同「判批」法曹時報72巻9号（2020年）171-195頁、同「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成30年度』351-371頁、片山・前掲注（5）48-64頁、三枝健治「判批」私法判例リマークス60号（2020年）26-30頁がある。

詐害行為取消訴訟の複合的な構造や、債務者の一般財産から逸出した財産の回復という詐害行為取消権の制度趣旨を踏まえると、これとは別の解釈を採る裁判例があるのも、あながち不思議なことではない。

そこで本稿では、まず2において、詐害行為取消しを認容する判決の効力が遡及するかどうかを検討する。ここでは、詐害行為取消訴訟が形成訴訟の側面をもつことを明らかにしたうえで、形成の効果が遡及するかどうかを判断する基準について確認する。つぎに3では、2で確認した基準をもとに、詐害行為取消しの効果が過去に遡るかどうかを検討する。さらに4では、受領金支払債務が遅滞に陥る時期について、遅延損害金の意味内容に着目しながら考察する。最後に5では、本判決の射程を明らかにしたうえで、本稿が検討した内容をまとめた。

2. 詐害行為取消しを認容する判決の効力

(1) 形 成 力

本件の上告人(受益者)は、遅延損害金の起算点を判決確定の日の翌日と解する根拠の一つとして、詐害行為取消訴訟が形成訴訟⁷⁾であるという点を挙げている。すなわち、取消債権者の金銭支払請求権は請求を認容する判決が確定して初めて発生するのであるから、それ以前に受益者の金銭支払債務が遅滞に陥ることはないというのである。

詐害行為取消権の法的性質をめぐることは、かつて学説に激しい議論の対立があった。大別すると、①詐害行為を一方的意思表示によって取り消す権利とみる説(形成権説)⁸⁾、②詐害行為によって債務者の一般財産か

7) 三木浩一=笠井正俊=垣内秀介=菱田雄郷『LEGAL QUEST 民事訴訟法〔第3版〕』(有斐閣, 2018年)37頁によれば、形成訴訟(形成の訴え)とは、「一定の形成原因の主張に基づいて、裁判所に対して一定の法律関係の変動をもたらす判決を求める申立て」であり、「訴えをもって裁判所に法律関係の変動を請求することができると定められている場合に限って認められる」。

8) 梅謙次郎『民法要義卷之三債権編』(有斐閣, 1912年)78頁、石坂音四郎「債権者取消権(廢罷訴権)論」同『改纂民法研究下巻』(有斐閣, 1920年)290頁。

詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済み金員相当額の支払債務が履行遅滞に陥る時期（山田）

ら逸出した財産の返還を請求する権利とみる説（請求権説）⁹⁾、③ 詐害行為を取り消したうえで逸出財産の返還を請求する権利とみる説（折衷説）¹⁰⁾、④ 逸出した財産に対する強制執行をなしうる状態を作出する権利とみる説（責任説、訴権説）¹¹⁾があった¹²⁾。一方、判例は、かなり早い時期から、折衷説に即した判断を示している。たとえば、大連判明治44・3・24民録17輯117頁は、「民法第424条ニ規定スル詐害行為廢罷訴権ハ債権者ヲ害スルコトヲ知リテ為シタル債務者ノ法律行為ヲ取消シ債務者ノ財産上ノ地位ヲ其法律行為ヲ為シタル以前ノ原状ニ復シ以テ債権者ヲシテ其債権ノ正当ナル弁済ヲ受クルコトヲ得セシメテ其担保ヲ確保スルヲ目的トスルハ此訴権ノ性質上明確一点ノ疑ヲ容レサル所ナリ」と述べている¹³⁾。

折衷説的な理解の下では、詐害行為取消権は、詐害行為の取消しを求める部分では形成権であり、その訴えは形成訴訟であることになる¹⁴⁾。本判

9) 雉本明造「債権者取消ノ訴ノ性質」同『民事訴訟論文集』（内外出版、1928年）447頁、川島武宜『債権法総則講義第一』（岩波書店、1949年）69頁。

10) 鳩山秀夫『増訂日本債権法総論（上巻）』（岩波書店、1927年）198頁、我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、1964年）176頁、於保不二雄『債権総論〔新版〕』（有斐閣、1972年）180頁。

11) 中野貞一郎「債権者取消訴訟と訴訟行為」同『訴訟関係と訴訟行為』（弘文堂、1961年）160頁、中野貞一郎『民事執行法〔増補新訂6版〕』（青林書院、2010年）296頁、下森定「詐害行為取消権に関する一考察（1）（2）」同『詐害行為取消権の研究』（信山社、1959年）3頁、平井宜雄『債権総論〔第2版〕』（弘文堂、1994年）214頁、佐藤岩明「詐害行為取消権の成立要件に関する一考察——訴権法的視点から見た弁済の詐害性に関する問題点」星野英一先生古稀記念論文集『日本民法学の形成と課題上』（有斐閣、1996年）439頁。

12) 各学説の詳細と対立状況については、奥田昌道編『注釈民法（10）債権（1）』（有斐閣、1987年、使用版は2013年の復刊版）785頁〔下森定〕参照。

13) この判例の立場は、その後、最判昭和36・9・5裁集民54号11頁、最判昭和37・10・12民集16巻10号2130頁ほか多くの最高裁判決により踏襲されている。

14) 2017年改正民法は、「債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる」（424条の6第1項前段）という表現で、この制度が詐害行為の取消しと逸出財産の返還請求を目的とする旨を明示した。改正前に判例が採っていた折衷説に近いようにも見えるが、折衷説が詐害行為取消権の効果を取消債権者と受益者との間でのみ生じる相対的效果と解していたのに対し、改正法は取消訴訟の認容判決の効力が及ぶ範囲を

決も、これを前提に、まず冒頭で「詐害行為取消しの効果は詐害行為取消判決の確定により生ずるものである」とする。なお、本判決がこの点を確認する箇所では引用する最判昭和40・3・26民集19巻2号508頁は、畳建具に対する強制執行につき、その畳建具を執行債務者から贈与された上告人が第三者異議を申し立てたところ、被上告人が当該贈与の詐害行為取消しを求める反訴を提起したという事案である。裁判所は、「詐害行為取消の効果は取消を命ずる判決の確定により生ずるのであるから、上告人の本件動産所有権取得原因たる贈与契約が詐害行為に該当するとして右契約の取消を命ずる判決がなされても、右判決が確定しないかぎり、上告人が右動産所有権を喪失するいわれのないことは明らかである」と判示した¹⁵⁾。

(2) 形成判決の遡及効

下級審裁判例の中には、このような観点から、受益者が負担する遅延損害金の起算日を判決確定の日の翌日とするものが少なくない。たとえば、東京高判昭和63・10・20判時1295号62頁は、「遅延損害金の起算日については、詐害行為取消権は訴えによってのみ行使することができるものであり、判決によって債権者の受益者（または転得者）に対する金銭債権が確定的に発生するものと解すべきであることからして、右起算日は判決確定の日の翌日であるとするのが相当である」とする。また、大阪高判平成2・9・27判タ743号171頁は、「詐害行為取消権は訴えによってのみ行使で

「債務者及びその全ての債権者」に拡張している（425条）。なお、この点に関する法制審議会民法（債権関係）部会での議論については、第91回会議事録36頁等参照。

15) なお、本判決は、本文引用の説示の後に次のように述べ、結論としては、上告人による第三者異議の申立てを排斥した。「しかしながら、本件におけるごとく、贈与契約により右動産所有権を取得したことを前提とする上告人からの本訴第三者異議訴訟の繫属中に、右契約が詐害行為に該当することを理由として右契約の取消を求める反訴が被上告人から提起され、右本訴および反訴が同一の裁判所において同時に審理された結果、口頭弁論終結当時の状態において、被上告人に詐害行為取消権が存すると判断され、上告人の本件動産所有権取得が否定されるべきことが裁判所に明らかな場合においては、上告人主張の前記所有権は民訴法549条の異議理由に該当しないものと解するのが相当である」。

詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済み金員相当額の支払債務が履行遅滞に陥る時期（山田）

きるものであり、債権者の受益者に対する債権は判決の確定によって確定的に発生するものであって、右確定前に右債権が遅滞に陥るとはいえないところである。そうであれば、右債権に対する遅延損害金の起算日は本判決確定の日の翌日というべきである」と述べる。さらに、横浜地小田原支判平成7・9・26訟月42巻11号2566頁は、「詐害行為取消に伴う債権者の受益者に対する返還請求権は、判決の確定によって発生するものであって、右確定前に右債権が遅滞に陥ることはないから、返還義務の不履行に基づく遅延損害金の起算日は、本判決確定の日の翌日というべきである」とする。

しかしながら、これらの裁判例の判旨には、論理の飛躍があると言わざるをえない。というのも、判決の確定によって法律関係の変動が生じるということは、必ずしも、その法律関係の変動が過去に遡って生じないことを意味するわけではないからである¹⁶⁾。前者は法律関係の変動を生じさせる手続的要件の問題であり、後者は判決の効力が及ぶ時間的範囲の問題である。上記裁判例においては、そのような次元の異なる問題が完全に混同されている。

では、法律関係の変動が過去に遡って生じるかどうかは、どのような基準をもとに決まるのか。この点につき、定評ある概説書は、「〔変動の〕効果が遡及することは、訴えの目的たる法律関係が発生した後に形成された他の法律関係を覆すことになるので、法的安定性を害しても、なお変動の効果を遡及させなければならないと判断される場合にのみ、遡及効が認められる」と説く¹⁷⁾。そこで、以下では、詐害行為取消訴訟が「変動の効果を遡及させなければならないと判断される場合」に当たるかどうかについて、実体法の趣旨を踏まえて検討する。

16) たとえば、離婚の訴え（民法770条）、婚姻取消しの訴え（同743条以下）、合併無効の訴え（会社法839条）、設立無効の訴え（同828条）の場合には、遡及効が否定される。これに対し、認知の訴え（民法787条）や嫡出否認の訴え（同777条）の場合には、遡及効が認められる。

17) 伊藤眞『民事訴訟法〔第7版〕』（有斐閣、2020年）170頁注（8）。

3. 詐害行為取消しの遡及効

本判決が「詐害行為取消しの効果は過去に遡って生ずる」と解する理由として指摘しているのは、① 詐害行為取消制度の趣旨と、② 遡及効の有無いかんにより生ずる影響等の2つである。

このうち、①に係わって本判決が引く最判昭和35・4・26民集14巻6号1046頁は、不動産に対する抵当権の設定が詐害行為を理由に取り消されたという事案である。受益者（抵当権者）は、抵当不動産の競落許可決定を得た第三者に対して、抵当権の被担保債権を無償で譲渡していた。このため、受益者の元には利得が残存していなかったが、裁判所は、次のように述べて、利得に代わる損害の賠償を命じている。「詐害行為取消権は、詐害の原因たる債務者の法律行為を取消し、受益者又は転得者がなお債務者の財産を保有するときは直接これを回復し、これを保有しないときはその財産の回復に代えてその賠償をさせ、もつて債務者の一般担保権を確保することを目的とするものである。そして、その財産の回復義務は受益者又は転得者が詐害行為によつて債務者の財産を脱漏させたために生じた責任に基因するものであるから、その財産を他人に譲渡したからといつてこれを免れるものではなく、また財産譲渡の結果利得の残存すると否とを問うものでもない」と解さなければならない。また、同じく本判決が引用する最判昭和46・11・19民集25巻8号1321頁は、いわゆる「按分の抗弁」の可否が問題となった事案である¹⁸⁾。裁判所は、次のような理由を述べ、これを否定した。「債権者取消権は、債務者の一般財産を保全するため、とくに取消債権者において、債務者受益者間の詐害行為を取消したうえ、債務者の一般財産から逸出したものを、総債権者のために、受益者または転得者から取り戻すことができるものとした制度である。もし、本件のような弁済行為についての詐害行為取消訴訟において、受益者である被告が、自

18) 本件の上告人（受益者）は、被上告人（取消債権者）からの弁済受領金支払請求に対し、被上告人の債権額と自己の債権額とを按分して、後者に対応する按分額の支払いを拒絶した。

詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済み金員相当額の支払債務が履行遅滞に陥る時期（山田）

己の債務者に対する債権をもつて、上告人のいわゆる配当要求をなし、取消にかかる弁済額のうち、右債権に対する按分額の支払を拒むことができるとするときは、いちはやく自己の債権につき弁済を受けた受益者を保護し、総債権者の利益を無視するに帰するわけであるから、右制度の趣旨に反することになるものといわなければならない」。

上記2判決に共通しているのは、詐害行為取消制度の趣旨が、債務者の一般財産を保全することによる債務者の総債権者の保護にあるとされ、その制度趣旨を優先した解釈がとられているという点である。そして、その制度趣旨は、詐害行為取消しの遡及効もまた、正当化しうるように思われる。遡及効がなければ、この制度の機能は半減してしまうからである¹⁹⁾。本判決（平成30年判決）は、「詐害行為取消しの効果は過去に遡って生ずるものと解するのが上記の趣旨に沿うものといえる」とするが、この部分は、上のような先例の流れを汲んだものである²⁰⁾。

他方、上記②（遡及効の有無いかんにより生ずる影響等）は、受益者の回復義務が受領金支払債務である点に着眼した理由づけである。実際には、「詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領金支払債務が、詐害行為取消判決の確定より前に遡って生じないとすれば、受益者は、受領済みの金員に係るそれまでの運用利益の全部を得ることができることとなり、相当ではない」と述べられている。

多少注意を要するのは、問題とされているのが受益者の運用利益だという点である。遅延損害金（民法415条、419条）は、厳密に言えば、受益者

19) この点は、拙稿「判批」『令和元年度重要判例解説』臨増ジュリスト1544号（2020年）72頁で、すでに指摘した。たとえば、債権者が転得者から不動産を取り戻す場合に、受益者から転得者への物権変動の効力を否定できないといった不都合が生じることになる。

20) なお、一般財団法人の設立が詐害行為を理由に取り消された場合には（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律267条2号）、その取消しの効果は、将来に向かって生じるものと定められている（同法274条、269条7号。同様の規定は、持分会社の設立取消しについても設けられている。会社法839条、834条19号、832条2号）。しかし、これは、遡及効を認めることが多くの関係者の法律関係を複雑にしかねないという、法人設立の取消しに特有の事情による。

の得た運用利益ではなく、債務者の被った損害である。したがって、詐害行為取消権の場合には、債務者の一般財産に生じる損害（＝得べかりし運用利益）が問題となるはずである。たしかに、遅延損害金を課すことは、受益者から運用利益を剥奪することになるが、それはあくまでも事実上の結果にすぎない。にもかかわらず、本判決があえて受益者の運用利益を問題としたのはなぜか。

深読みの誇りを恐れずに言えば、民法704条の類推適用²¹⁾による解決の余地が示唆されたものであると考えられる。というのも、同条の類推適用によれば、法的な次元で、受益者の（金員受領時からの）運用利益を剥奪することが可能となるからである²²⁾。このような解釈は推測の域を出るものではないが、将来的に民法704条の類推適用が認められる可能性は、決して小さくはないと思われる²³⁾。

ところで、詐害行為取消しに遡及効が認められ、その結果、受益者が債務者から金員を受領した時に受領金支払債務が発生することになるとして

21) ここで「適用」ではなく「類推適用」としたのは、詐害行為取消権に基づく受益者の回復義務は、民法704条が前提とする703条が定める要件を充足することによって成立するわけではないからである。しかし、回復義務の実質は、法律行為（詐害行為）が取り消されたことによって生じる不当利得返還請求権であるため、民法704条の類推適用を可能にする素地があると考えられる。

22) 2017年改正前の法制下では、法律の規定によって生じる債務の遅延損害金を算出する際に用いられる利率は年5パーセント（民法旧419条、404条）であったのに対し、民法704条にいう「利息」の算出に用いられる利率は、受益者が商人であれば、年6パーセント（商法旧514条）であり、受益者が支払う金額にも差が生じる可能性があった。しかし、民事と商事で法定利率に差がなくなった現在においては、このような金額の違いは生じない。

23) 拙稿・前掲注(19)75頁では、詐害行為取消しによる回復義務の範囲に受益者の運用利益を含める可能性について検討したが、運用利益が含められた回復義務に遅延損害金を課すことが「重利」を招くと考えて、否定的な立場を示した。不当利得の事例であるが、受領時からの運用利益を“民法703条”の「利益」に含めた判例が存在するからである（最判昭和38・12・24民集17巻12号1720頁）。しかし、“民法704条”の類推適用による場合は、同条にいう「利益に利息を付した」ものに、さらに遅延損害金を課す必要はないであろう。

詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済み金員相当額の支払債務が履行遅滞に陥る時期（山田）

も、それと同時に受領金支払債務が遅滞に陥るとは限らない。債務の発生する時期とその履行期とは別である²⁴⁾。そこで、以下では、受領金支払債務が遅滞に陥る時期（遅延損害金の起算日）について、さらに検討する。

4. 遅延損害金の起算日

(1) 遅延損害金の意味内容

本判決は「受領金支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥るものと解するのが相当である」とするが、その理由として、この「受領金支払債務は期限の定めのない債務であるところ、これが発生と同時に遅滞に陥ると解すべき理由はなく、また、詐害行為取消判決の確定より前にされたその履行の請求も民法412条3項の『履行の請求』に当たるといえる」と述べている。この点でまず検討すべきは、受領金支払債務が発生と同時に遅滞に陥ると解すべき理由がないかどうかである。

受益者が負担すべき遅延損害金は、前述のように、受領金支払債務の履行が遅れたこと（履行遅滞）に基づく損害賠償である（民法415条）。債権者を害することを知りながら金員を受領したことの責任が問われているわけではない。このことは、遅延損害金の起算日を考えるうえで重要な点である。

たしかに、逸出財産の回復という制度趣旨からすれば、詐害行為取消権が行使されることにより、債務者の一般財産が、詐害行為がなかったのと同じ状態に回復されるのが理想的な形ではある。そして、受領金支払債務が発生と同時に遅滞に陥ると解すれば、その理想的な形を実現することができる。しかし、遅延損害金の根拠は、あくまでも受領金支払債務の履行遅滞にあるのであるから、その起算日は、早くても、債権者が詐害行為の

24) なお、受領金支払債務が遅滞に陥る時期が判決確定の日の翌日であれば、結果的には、受益者が得る運用利益の額は、取消しの遡及効を否定した場合と変わらない。判決確定の日以前の運用利益を受益者から剝奪するためには、詐害行為取消しに遡及効を認めるとともに、受領金支払債務が遅滞に陥る時期（遅延損害金の起算日）を判決確定の日より前の時期に設定する必要がある。

取消しを求め、受領金相当額の支払いを受益者に請求した時と解すべきであろう。なぜなら、詐害行為であっても、それが取り消されるまでは有効であり、かつ、債権者が常に取消権を行使するとは限らないため、詐害行為を取り消す旨の意思を表示され、受領金支払債務の履行を請求されるまでは、受益者に当該債務の履行を期待することはできないからである²⁵⁾。

この点、下級審裁判例の中には、とくに理由を示すこともなく、遅延損害金の起算日を受益者の金員受領日（またはその翌日）としたものも少なくない²⁶⁾。しかし、これらの裁判例は、逸出財産の回復という制度趣旨に引きずられ、遅延損害金が受領金支払債務の履行遅滞責任に基づくものであることを忘れてしまっている。取消債権者が民法704条の類推適用を根拠に「利息」の支払いを主張したのであれば格別、そうでない限り、少なくとも受領金支払債務の履行請求までの期間は、遅延損害金は発生しないと解される。逸出財産の完全な回復からは遠のくが、これが債務不履行責任に依拠した場合の限界であろう。

(2) 不法行為に基づく損害賠償債務との比較

ところで、受領金支払債務と同様に、法律の規定によって生じる債務である不法行為に基づく損害賠償債務の場合には、不法行為の時に遅滞に陥るとするのが判例である（最判昭和37・9・4民集16巻9号1834頁）。判例は、その理由を明らかにしていないが、同じ立場をとる学説には、「被害者は不法行為がなければその財産を利用ないし処分して収益をあげうるのに不法行為によってそれが不能になったのだから、不法行為者は請求がな

25) 判例は、善意の不当利得返還債務（民法703条）についても、債務者が返還請求を受けた時に遅滞に陥るとする（大判昭和2・12・26新聞2806号15頁、最判平成18・12・21判時1961号53頁②事件）。この点、いわゆる侵害利得の場合は、給付利得とは異なり、法律行為の取消しが介在しないから、利得の時を遅延損害金の基準時とすべきとも考えられる。しかし、利得者が法律上の原因の不存在につき善意の場合には、やはり返還債務の履行を利得者に期待することはできないから、基準時を請求の時とする判例法理が妥当である。

26) 注(1)に列記した裁判例参照。

詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済み金員相当額の支払債務が履行遅滞に陥る時期（山田）

くてもただちに履行の責がある」²⁷⁾とか、「不法行為による損害賠償を支配する『原状回復の理念』は、被害者の事態と損害填補後の事態との間にいささかもすまを残さないことを要求する」²⁸⁾とかいった理由を示すものがある²⁹⁾。

もっとも、判例法理に反対する学説も少なくない。代表的な見解には、①民法412条3項の適用により請求時を遅延損害金の基準時とすべき旨を説く立場³⁰⁾、②民法412条3項とのバランス論と訴訟遅延防止の観点から請求時または訴状送達時を基準時としつつ、弁護士費用については判決確定日を基準時とする立場³¹⁾、③基本的には請求時説を支持しつつ、金銭騙取その他侵害利得型の場合には民法704条との権衡から不法行為時から遅滞に陥るとする立場³²⁾、④損害の金銭的評価にまつわるあらゆる事情を顧慮することができる口頭弁論終結時を基準時とすべきであるとする立場³³⁾がある。

このように学説には様々な立場があるが、不法行為の場合には不法行為

27) 加藤一郎『不法行為〔増補版〕』（有斐閣、1974年）219頁。

28) 四宮和夫『不法行為』（青林書院、1987年）635頁。

29) このほか、於保不二雄『債権総論〔新版〕』（有斐閣、1972年）92頁は、「盗人は常に遅滞をなすものとみなされる」（*fursimper moram facere videtur*）とのローマ法の格言とそれ以来の沿革をよりどころとし、加藤・前掲注（27）219頁は、客観的な損害賠償制度としては、請求の遅速によって差が生じるのは不当であるとの理由で請求時説を批判する。また、我妻栄『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店、1964年）105頁も同趣旨。

30) 谷口知平「損害賠償額の算定」谷口知平＝千種達夫＝乾昭三『総合判例研究叢書民法（4）』（有斐閣、1957年）41頁。

31) 平井宜雄『債権各論Ⅱ』（弘文堂、1992年）166頁。

32) 潮見佳男『新債権総論1』（信山社出版、2017年）472頁。「不法行為制度では被害者の請求という主観的事情に遅延利息の発生をかからせるべきではないと考え、かつ、意図的な訴訟の引き延ばしによる遅延利息発生を阻止の不都合を考えると、基本的に請求時説を支持すべきであるように思われるが、金銭騙取その他侵害利得型の場合には、民法704条との権衡上、判例どおりに不法行為時から遅延利息が発生すると考えるのが適切である」と述べる。

33) 藤原弘道「損害賠償債務とその遅延損害金の発生時期（下）」判タ629号（1987年）2頁。

の時を起算日としてもよいと解される。もちろん、不法行為の場合にも、遅延損害金の根拠は損害賠償債務の履行が遅れた点にある。しかし、法律行為の取消しを要するわけではない不法行為の場合には、上記④にあるように、損害の金銭的評価といった事実的な障害はあるものの、理念的なレベルでは、不法行為の時にすでに損害賠償債務を履行しうる状況が整っている。詐害行為取消しの場合と遅延損害金の起算日が異なるとしても、それには合理的な理由がある。

(3) 遅延損害金の発生を防止する手段

もっとも、本件の上告人らは、遅延損害金の起算日を判決確定の日の翌日と解すべき理由として、判決が確定するまでは、受益者が遅延損害金の発生を防止する手段がないという点も挙げている。しかしながら、この主張には、それほど説得力があるとは思われない。詐害行為取消権は、受益者が「行為の時ににおいて債権者を害することを知らなかったとき」は成立しない(民法424条1項ただし書)。つまり、詐害行為取消権が成立するのは、受益者が悪意の場合だけである。自分が悪意であったかどうかは自分が一番よく知っているのであるから、債権者から詐害行為を取り消す旨の意思表示(および、これを前提とする金銭支払債務の履行請求)があった時点で、取消訴訟の結果を予測することは十分に可能であろう。

したがって、本判決が「詐害行為取消判決の確定より前にされたその履行の請求も民法412条3項の『履行の請求』に当たるといことができる」としたのは、妥当な判断であったと考える。

(4) 裁判外の請求

本判決は、上記説示に続けて、「これを本件についてみると、Xは、Yらに対し、訴状をもって、各詐害行為の取消しとともに、各受領済みの金員相当額の支払を請求したのであるから、YらのXに対する各受領金支払債務についての遅延損害金の起算日は、各訴状送達の日翌日ということ

詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済み金員相当額の支払債務が履行遅滞に陥る時期（山田）

になる」とする。本件に関するこの結論に、とくに異論はない。

この点で問題となり得るのは、取消債権者が訴えを提起する前に裁判外で詐害行為取消しによる金銭支払債務の履行を請求していた場合である。このような場合には、遅延損害金の起算日は、その裁判外の請求をした日の翌日になるのであろうか³⁴⁾。上記引用部分の書きぶりからすると、訴状の送達前に裁判外の請求がある場合には、その裁判外の請求の日の翌日が遅延損害金の起算日となると解される。

詐害行為取消権は、裁判上の行使が要件とされているから、裁判外の請求が行われただけでは、債権者が取消権を行使する意思表示が確定的にされたとはいえないとも考えられる。しかし、裁判上の行使が要求されているのは、実体法と手続法とが未分化の時代の遺物であるとして、このような規定に批判的な学説³⁵⁾も存在するうえ、かりに受益者が裁判外の請求に応じなければ債権者が取消訴訟を提起する確率は高いことを踏まえると、裁判外の請求に付遅滞の効果を付与しても、あながち不当とはいえないであろう。

5. 結びに代えて

(1) 本判決の射程

本件で審理の対象となったのは、受益者が債務者から金員を受領した後に、その原因である詐害行為が取り消されたために、受益者が受領金支払債務を負ったという事案である。この点、同じように受益者が金銭支払債務を負う事案の中には、現物返還が困難であるために価格賠償（改正民法では「価額の償還」）³⁶⁾が命じられた事案もある。本判決の示した準則は、

34) なお、裁判外の請求をするだけで訴えの提起がなされない場合には、取消しの効果が生じないのあるから、そもそも詐害行為取消しによる金銭支払債務の履行請求をすることができず（請求力の欠如）、したがって、遅延損害金の支払いを求めることもできない。もちろん、受益者が任意に支払うことは妨げられない。

35) 川島・前掲注(9) 67頁。

36) 従来は価格賠償の規定はなかったが、2017年改正で明文化された（民法424条の6第㉞

価格賠償の場合にも適用されるのであろうか。

価格賠償の場合も、遅延損害金の起算日につき、下級審裁判例の立場は分かれている。具体的には、① 詐害行為の日とするものとして、東京高判昭和47・3・14判時664号35頁（動産の売却）、② 受益者が第三者から金員を受領した日とするものとして、大阪地判昭和55・8・14金判611号27頁（債権譲渡）、③ 訴状送達の日とするものとして、佐賀地判昭和32・12・5訟月4巻2号163頁（不動産の売却）、東京地判昭和62・2・26判時1262号115頁（債権譲渡）、④ 判決確定の日とするものとして、福岡地判平成21・3・26判タ1299号224頁（債権譲渡）、東京地判平成22・5・27判時2083号148頁（会社分割）、東京地判平成22・6・25判時2102号69頁（不動産を目的とする譲渡担保権の設定）、名古屋地判平成23・7・22判時2136号70頁（会社分割）、宇都宮地足利支判平23・10・5LEX/DB25502548（不動産の売却）、福岡高判平23・10・27金判1384号49頁（会社分割）、福岡地判平23・12・12訟月59巻5号1407頁（会社分割）、名古屋高判平成24・2・7判タ1369号231頁（会社分割）がある（なお、括弧内は取り消された行為を表している）。

以上からもわかるように、一口に価格賠償といっても、それが命じられる事例には複数の類型がある。以下、事案類型ごとに考察する。

まず、債権譲渡が取り消されて価格賠償が命じられるのは、受益者が譲渡債権の弁済をすでに受けているときである³⁷⁾。この状況は、受益者が詐害行為により直接金員を受領した場合と類似する。したがって、債権譲渡の場合も、請求ないし訴状送達の日を翌日を遅延損害金の起算日と解すべきであろう。債権譲渡も、それが取り消されるまでは有効であり、受益者に遅滞の責任を負わせるのは妥当でないからである。

では、動産・不動産の譲渡（または譲渡担保の設定）が取り消された場

↘ 1項後段、2項後段）。

37) 受益者が金銭債権を転得者に譲渡した場合にも、受益者が価格賠償を命じられる可能性はあるが、そのような実例は見当たらない。

詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済み金員相当額の支払債務が履行遅滞に陥る時期（山田）

合は、どうか。判例によると、価格賠償における価格の算定は、特別の事情のない限り、詐害行為取消訴訟の事実審口頭弁論終結時が基準となるから³⁸⁾、この準則との関係で問題となる。学説には、遅延損害金の起算点を口頭弁論終結時と解するものもあるが³⁹⁾、動産・不動産の返還に代わる価格賠償の場合にも、請求の日の翌日を遅延損害金の起算日と解すべきである。価格賠償が請求された時点で、すでに受益者が現物の対価を受け取っているのが通例だと考えられるからである⁴⁰⁾。もっとも、請求の日の翌日から遅延損害金を起算すると、それ以後に現物の価格が高騰した場合には受益者に過大な負担を課すことになる。そのような場合には、価格高騰を「特段の事情」とみて、口頭弁論終結時ではなく、受益者が現物を処分した時を基準に価格を算定すべきであろう。

より困難な問題を生ずるのは、会社分割が取り消されて価格賠償が命じられる場合である。会社分割の場合には、下級審裁判例（前頁参照）は、いずれも判決確定の日の翌日を遅延損害金の起算日としている。濫用的な会社分割が行われた場合に、設立会社に移る債権者が採りうる手段としては、会社分割無効の訴え（会社法828条1項9号、10号）があるが、この訴えには将来効しかない（同839条、834条8号、9号）。これに対し、分割会社に残された債権者が採りうる詐害行為取消権の場合には、取消訴訟の判決効は会社分割の時に遡って生じることとなり、関係者に及ぶ影響はより大きなものとなる。それでも、2017年改正前民法の下では、詐害行為取消権の効果は、債権者と受益者との間でのみ生じる相対的なものとされていたため、上記の影響も比較的限定的なものであったが、改正後は、認容判決の効力が「債務者及びその全ての債権者に対しても」及ぶため（425条）、取消訴訟が及ぼす影響は予断を許さないものとなっている。そ

38) 最判昭和50・12・1民集29卷11号1847頁。

39) 奥田編・前掲注（12）856頁〔下森〕。

40) 現物返還の請求後、口頭弁論終結時までの間に、その現物が譲渡されることもあるであろうが、詐害行為取消しの可能性のある譲渡がなされる極めて例外的な場合を念頭に置く必要はないと思われる。

の一方で、2014年改正会社法においては、民法上の詐害行為取消権とほぼ同様の要件の下に⁴¹⁾、残存債権者の設立会社に対する直接請求が認められている(759条4項、761条4項、764条4項、766条4項)。このような会社法上の制度が新設されても、なお改正民法上の(効力を強めた)詐害行為取消権が認められるかどうかは不明である。このような不確実な状況であるから、会社分割の詐害行為取消しが認められて価格賠償が命じられた場合に受益者(設立会社)が遅滞に陥る時期については、改正前民法が適用される場合も含めて、今後の検討課題としたい。

(2) 本稿のまとめ

本稿では、①詐害行為の取消しを命じる判決の効力(形成力)が遡及するかどうかは、形成訴訟を基礎づける実体法の趣旨・目的を考慮して判断されるべきであること、②詐害行為取消しに遡及効を認めた本判決が、債務者の財産から逸出した財産を回復するという、詐害行為取消制度の趣旨を重んじる先例に即したものであること、③詐害行為も、それが取り消されるまでは有効であるところ、遅延損害金が履行遅滞責任に基づくものであることを踏まえるなら、債権者が詐害行為取消しによる金銭支払債務の履行を請求するまでの期間は受益者が遅滞の責任を負う必要はないことを、順に明らかにしてきた。その結果、詐害行為取消しによる受益者の金銭支払債務が遅滞に陥る時期を、当該債務の履行を請求した日の翌日としたうえで、本件については「訴状送達の日翌日」とした本判決の判断が妥当なものであったと結論づけた。

41) 江頭憲治郎『株式会社法〔第5版〕』(有斐閣, 2014年)904頁。